

高次脳機能障害の 理解のために



高次脳機能障害とは

事故や病気などによって脳が損傷すると、損傷部位によって記憶・注意・思考・行為・言語などの認知機能に障害が生じることがあります。外見からは分かりにくいいため、周囲の理解を得にくく、支援につながりにくいという特徴があります。

こうした困難に対し、令和8年4月1日施行の「高次脳機能障害者支援法」では、障害の理解を促進するとともに、医療から生活・社会参加まで切れ目なく支援できる体制づくりを進めることとしています。



高次脳機能障害の主な症状と対応



【記憶障害とは？】

病気や事故の前に経験したことが思い出せなくなったり、新しい経験や情報を覚えられなくなった状態をいいます。

特に、脳外傷や脳血管疾患による記憶障害では、古い記憶は良く保たれている一方、新しいことを覚えることが難しくなります。

対応

- ・ 一度に覚える情報量を少なくしましょう。
- ・ 言葉で覚えるよりも、絵や写真、図などを活用して覚えるようにしましょう。
- ・ 記憶だけに頼らず、メモや予定表などを利用する習慣をつけましょう。

【注意障害とは？】

周囲からの刺激に対し、必要なものに意識を向けたり、重要なものに意識を集中させたりすることがうまくできなくなった状態をいいます。また、気が散りやすく疲れやすいため、作業が長続きしないことがあります。

対応

- ・ 一度に多くのことをせず、一つ一つ確実にを行うことができるようにしましょう。
- ・ 作業を行うときには、静かで整理整頓された場所にしましょう。
- ・ 情報量が多いときは、要点をわかりやすくしましょう。

【遂行機能障害とは？】

生活する上で必要な情報を整理し、目的をもって計画し段取りをつけて処理していく、などの「一連の作業」を行うことが難しくなる状態をいいます。また、自分の行動を評価したり、分析することが難しくなるため、必要に応じて計画の変更をするといった対応をとることが難しくなります。

対応

- ・ 指示はあいまいな表現を避け、具体的でわかりやすいものにしましょう。
- ・ 行すべき行動が目に見えるよう、「手順」を書き出しておきましょう。
- ・ 時間に余裕をもって計画を立てましょう。

【社会的行動障害とは？】

行動や感情を場面や状況に合わせて、適切にコントロールすることができなくなった状態をいいます。病気や事故の前と人が変わったようになり、さまざまな適応上の問題が生じることがあり、社会参加や社会生活がより困難になることがあります。

対応

- ・ 不適切な行動を叱ったりせず、はっきり指摘するようにしましょう。
- ・ 疲労やイライラする様子が見られたら、一休みして気分転換をしましょう。
- ・ 問題となる行動の原因を探し、なるべく避けるようにしましょう。



高次脳機能障害の症状は、周囲の環境を整えたり、方法を工夫するなど適切な対応を行うことによって、できなかったことができるようになったり、問題となる行動が減ったりすることがあります。



日常生活の様子をチェックしてみましょう

記憶障害

～覚えられない～

- 新しいことが覚えられない
- 日付や場所が分からない
- 忘れっぽいことに気づいていない
- 昔のことが思い出せない

注意障害

～気が散りやすい～

- 集中できない
- 持続性に欠ける
- うっかりミスが多い
- 二つのことに気を配れない

遂行機能障害

～行動にまとまりがない～

- 計画が立てられない
- 段取りが悪くテキパキ要領よくできない
- 優先順位が決められない
- 行動の途中で混乱する

社会的行動障害

固執性

～こだわりが強い～

- 気持ちを切り替えられない
- 同じことをし続ける
- 1つのことを繰り返し言い続ける

抑うつ

～落ち込んで何もできない～

- やる気が出ない
- 不安感、焦燥感が強い
- 悲観的になりやすい

自発性の低下

～自分では何もしようとしない～

- やる気がない
- 動きたがらない
- 何でも面倒に感じる

対人技能拙劣

～人間関係を作るのが苦手～

- 他者の落ち度を過度に指摘する
- 一方的な主張をする
- 相手の気持ちを察することができない

依存性・退行

～子供っぽくなった～

- ささいなことでも人に頼る
- 口先ばかりで行動が伴わない
- 家族に代弁を求める

欲求コントロール低下

～我慢ができない～

- いくらでも食べてしまう
- 先のことを考えずにお金を使う
- 待てない

感情コントロール低下

～気分にもうがある～

- ささいなことで怒り出す
- ささいなことで泣いたり笑ったりする
- 一度にいろいろなことがあるとパニックを起こす

どこに相談すればいいの？

障害の程度や原因、年齢などによって利用できる制度やサービスは異なるため、まずは、医療機関のソーシャルワーカーやお住まいの市町窓口にご相談ください。

栃木県では、高次脳機能障害支援拠点機関を設置しており、高次脳機能障害者やそのご家族からの相談に応じていますので、お困りの際にはご相談ください。

また、家族・当事者団体では、悩みや不安を共有したり意見交換をしながら、ご本人を支えるご家族を支援しています。

相談内容		相談窓口	連絡先
総合的な相談	(高次脳機能障害支援拠点機関)	県障害者総合相談所	028-623-6114
主に医療的な相談	(高次脳機能障害支援拠点機関)	栃木県立リハビリテーションセンター	028-623-7254
		足利赤十字病院	0284-21-0121
		国際医療福祉大学病院	0287-37-2221
		栃木県医師会塩原温泉病院	0287-32-4111
		真岡中央クリニック	0285-82-2245
		リハビリテーション花の舎病院	0280-57-1200
精神保健福祉に関する相談		県精神保健福祉センター	028-673-8785
		県健康福祉センター	最寄りの健康福祉センター
障害に関する総合的な相談 障害福祉サービス、自立支援医療、 障害者手帳、各種手当等		市役所・町役場	障害福祉担当課・保健センター
介護保険に関する相談			介護保険担当課
障害基礎年金・高額療養費に関する相談			国民年金・国民健康保険担当課
障害厚生年金に関する相談		年金事務所	最寄りの年金事務所
障害者の地域生活に関する相談		基幹相談支援センター または委託相談支援事業所	各市町の障害福祉担当課
介護保険に関する相談		地域包括支援センター	各市町の介護保険担当課
就労に関する相談		公共職業安定所（ハローワーク）	最寄りのハローワーク
		栃木障害者職業センター	028-348-3216
		障害者就業・生活支援センター	最寄りの就業・生活支援センター
学校教育に関する相談		市町教育委員会	学校教育担当課
		県総合教育センター	028-665-7210または7211
交通事故に関する相談		県広報課県民プラザ室（交通事故相談）	028-623-2188
		日弁連交通事故相談センター栃木相談所 （栃木県弁護士会）	028-689-9001
		ナスバ 交通事故被害者ホットライン	0570-000738 または03-6853-8002
成年後見制度に関する相談		宇都宮家庭裁判所	028-621-4854
		成年後見センター・リーガルサポート とちぎ支部（栃木県司法書士会）	028-632-9420
		ばあとなあとちぎ（栃木県社会福祉士会）	028-623-0810
		栃木県弁護士会	028-689-9001
		栃木県社会福祉協議会	028-621-1234
日常生活自立支援事業に関する相談		とちぎ権利擁護センター「あすてらす」 （栃木県社会福祉協議会）	028-621-1234 または最寄りの地区センター
家族・当事者団体		とちぎ高次脳機能障害友の会	090-8726-5007 またはメール info@tochigikoujinou.sunnyday.jp

リーフレットの作成にあたり、とちぎ高次脳機能障害友の会のご協力をいただきました。



発行 栃木県障害者総合相談所
〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1
TEL 028-623-6114 FAX 028-623-7255

栃木県高次脳機能障害支援拠点機関